

Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用、オンライン学習サービス用）変更点一覧

Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用）変更点一覧

2023年4月22日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第1条1項	Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して、研修サービスに関する準備機能及びフォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「 <u>研修準備機能</u> 」及び「 <u>研修フォローアップサービス</u> 」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	「Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して、研修サービスに関する <u>支援機能</u> 及びフォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「 <u>研修支援機能</u> 」及び「 <u>研修フォローアップサービス</u> 」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	第4条1項の変更に伴う表現の変更
第2条2項	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit の受講（ただし、第4条に定める「 <u>研修準備機能</u> 」においては、 <u>研修準備のため</u> の利用をいいます）を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit <u>での</u> 受講（ただし、第4条に定める「 <u>研修支援機能</u> 」においては、 <u>当該機能</u> の利用をいいます）を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。	第4条1項の変更に伴う表現の変更
第4条1項柱書	Learning Pit サービスとは、弊社による研修サービスの提供に付随する事前準備を行うための機能（以下、「 <u>研修準備機能</u> 」）と、弊社による研修サービスの提供後に研修内容に関するフォローアップや実践促進等を行うためのサービス（以下、「 <u>研修フォローアップサービス</u> 」）と並びにオンライン学習サービスとして単独で提供されるサービス（以下、「オンライン	Learning Pit サービスとは、弊社による <u>研修サービス</u> の提供を円滑に行うために付随する <u>支援機能</u> （研修サービスの提供に付随する事前準備を行うための機能を <u>含む</u> 、以下、「 <u>研修支援機能</u> 」）と並びに弊社による研修サービスの提供後に研修内容に関するフォローアップや実践促進等を行うためのサービス（以下、「 <u>研修フォローアップサービス</u> 」）と並びにオンライン	Learning Pit サービスの一機能として、「 <u>研修支援機能</u> 」について明記

	<p>学習サービス」といいます) であって、弊社が利用者に対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービスの<u>総称</u>をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」とは<u>研修準備機能及び研修フォローアップサービスを意味するものとし、研修準備機能において準備の対象となる研修サービスのことを「準備対象研修サービス」といいます。</u></p>	<p>ン学習サービスとして単独で提供されるサービス（以下、「オンライン学習サービス」といいます) であって、弊社が利用者に対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービス、及びその他当該サービスに関連付随する行為（弊社が提供する又は取り扱うサービスの提案、当該サービスの品質の改善やその他の利用条件の最適化、これらに必要な統計情報や属性情報の作成等を含みますが、これらに限られません）をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」に<u>オンライン学習サービスは含まれないものとし、研修支援機能において支援の対象となる研修サービスのことを「支援対象研修サービス」といいます。</u></p>	
第7条柱書	<p>Learning Pit サービスの利用を希望する法人（以下、「申込法人」といいます) は、弊社が別途定める申込書（以下、「申込書」といいます) により、<u>研修準備機能については準備対象研修サービスを、研修フォローアップサービスについてはこれを弊社に対して申し込むものとし、弊社が当該申込を承諾することで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス利用契約が成立するものとします。</u>なお、申込法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は当該申込を承諾しないことがあります。</p>	<p>Learning Pit サービスの利用を希望する法人（以下、「申込法人」といいます) は、弊社が別途定める申込書（以下、「申込書」といいます) により、<u>研修支援機能については支援対象研修サービスを、研修フォローアップサービスについてはこれを弊社に対して申し込むものとし、弊社が当該申込を承諾することで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス利用契約が成立するものとします。</u>なお、申込法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は当該申込を承諾しないことがあります。</p>	第4条1項の変更に伴う表現の変更
第8条	<p>1. <u>研修準備機能の利用の対価は、準備対象研修サービスの料金に含まれるものとします。</u></p> <p>2. <u>研修フォローアップサービスの利用の対価は、申込書記載の受講料単価に、当該個別コンテンツの受講期間終了時点の受講者 ID 数を乗じて算出した料金（以下「受講料」といいます) とします。受講料は、受講者が、受講期間の途中で個別コンテンツの一部又は全部の受講を終了した場合及び個別コンテンツを受講しなかった場合であっても減額されません。</u></p>	<p>1. <u>研修支援機能の利用の対価は、支援対象研修サービスの料金に含まれるものとします。</u></p> <p>2. <u>研修フォローアップサービスの利用の対価は、申込書記載の受講料単価に、当該個別コンテンツの受講期間終了時点の受講者 ID 数を乗じて算出した料金（以下、「受講料」といいます) とします。受講料は、受講者が、受講期間の途中で個別コンテンツの一部又は全部の受講を終了した場合及び個別コンテンツを受講しなかった場合であっても減額されません。</u></p>	第4条1項の変更に伴う表現の変更
第10条1項	<p>弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー ID 及びパスワード（ユーザーにより変更されたパスワードを含む。以下同じ）に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用（盗用も含みますがこれに限りません）されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。</p>	<p>弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー ID 及びパスワード（ユーザーにより変更されたパスワードを含みます。以下同じ）に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用（盗用も含みますがこれに限りません）されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。</p>	表現の統一

<p>第10条2項</p>	<p>利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザーID 及びパスワード（以下、「ID 等」といいます）の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。また利用者は、受講者 ID を複数人で共有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者 ID を削除するなどの不正行為を行わないものとします。万一、かかる個人が届出なく ID 等を使用、貸与もしくは譲渡したこと又は受講者 ID の共有もしくは削除などの不正行為が発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して、研修準備機能については準備対象研修サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総額のいずれか大きい額、研修フォローアップサービスについては申込書記載の受講料総額又は第8条第2項に基づき確定した受講料総額のいずれか大きい額の、それぞれ3倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザーID 及びパスワード（以下、「ID 等」といいます）の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させたり、第三者に使用させたりせず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。また利用者は、受講者 ID を複数人で共有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者 ID を削除するなどの不正行為を行わないものとします。万一、かかる個人が届出なく ID 等を使用、貸与もしくは譲渡したこと又は受講者 ID の共有もしくは削除などの不正行為が発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して、研修支援機能については支援対象研修サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総額のいずれか大きい額、研修フォローアップサービスについては申込書記載の受講料総額又は第8条第2項に基づき確定した受講料総額のいずれか大きい額の、それぞれ3倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>・第三者に使用させないよう対策する義務を追加 ・第4条1項の変更に伴う表現の変更</p>
<p>第12条4項4号</p>	<p>他の利用者、その他の第三者のプライバシーを侵害する、又はその機密情報（個人情報を含む）を第三者に開示もしくは漏洩する、あるいは自己もしくは第三者のために使用する行為</p>	<p>他の利用者、その他の第三者のプライバシーを侵害する、又はその機密情報（個人情報を含みます）を第三者に開示もしくは漏洩する、あるいは自己もしくは第三者のために使用する行為</p>	<p>表現の統一</p>
<p>第14条</p>	<p>1. 弊社が Learning Pit サービスにおいて利用者に表示又は提供する一切の情報、サービス内容等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含みます）等の知的財産権その他財産的権利は、<u>利用者との関係において全て弊社に</u>帰属します。ただし、利用者より提供されたものについては、利用者権利が留保されるものとします。 2. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、Learning Pit の利用以外の目的で利用することはできません。また、利用者は、弊社が表示又は提供するいかなる情報、サービス内容等も、自らもしくは第三者をして複製、出版又は翻訳等をさせることはできません。</p>	<p>1. 弊社が Learning Pit サービスにおいて利用者に表示又は提供する一切の情報、サービス内容等（以下、「著作物等」といいます）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含みます）等の知的財産権その他財産的権利は、<u>すべて弊社又は弊社が契約した権利者に</u>帰属します。ただし、利用者より提供されたものについては、利用者権利が留保されるものとします。 2. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物等を、Learning Pit の利用以外の目的で利用することはできません。また、利用者は、弊社が表示又は提供するいかなる情報、サービス内容等も、自らもしくは第三者をして複製、複</p>	<p>より適切な表現に修正</p>

	<p>3. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、譲渡、貸与するなど、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも利用させてはならないものとします。</p>	<p>製、出版又は翻訳等をさせることはできません。</p> <p>3. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物等を、譲渡、貸与するなど、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも利用させてはならないものとします。</p>	
第15条1項	<p>弊社は、利用者による Learning Pit サービスの利用に関するデータ（Learning Pit サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答、Learning Pit の閲覧履歴並びに利用履歴を含むがこれらに限られません）を分析、解析した後、利用者及びユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計データ、属性情報等を作成し、当該統計データ、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用は、弊社の顧客への提案及び報告、広報、宣伝、分析及び研究並びに弊社の Learning Pit サービス及び新規サービスに関する検討及び開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。</p>	<p>弊社は、<u>Learning Pit サービスの提供のため</u>、利用者による Learning Pit サービスの利用に関するデータ（Learning Pit サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答、Learning Pit の閲覧履歴並びに利用履歴を含みますがこれらに限られません）をもとに、利用者及びユーザー等を識別、特定できないように加工、集計した統計情報、属性情報等を作成することができます。また弊社は、作成された当該統計情報、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用は、弊社の顧客への提案及び報告、広報、宣伝、分析及び研究並びに弊社の Learning Pit サービス及び新規サービスに関する検討及び開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。</p>	より詳細な表現に修正
第18条	<p>弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、本約款に基づく義務を履行しなかった場合、利用者が発生した直接かつ通常の損害を賠償する義務を負います。当該損害賠償義務は、研修準備機能については当該損害の直接の原因となった準備対象研修サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総額のいずれか小さい額、研修フォローアップサービスについては当該損害の直接の原因となった研修フォローアップサービスの申込書記載の受講料総額又は第8条第2項に基づき確定した受講料総額のいずれか小さい額をそれぞれ限度とし、該当する準備対象研修サービス又は研修フォローアップサービスの終了後1年間に限り効力を有するものとします。</p>	<p>弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、本約款に基づく義務を履行しなかった場合、利用者が発生した直接かつ通常の損害を賠償する義務を負います。当該損害賠償義務は、研修支援機能については当該損害の直接の原因となった支援対象研修サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総額のいずれか小さい額、研修フォローアップサービスについては当該損害の直接の原因となった研修フォローアップサービスの申込書記載の受講料総額又は第8条第2項に基づき確定した受講料総額のいずれか小さい額をそれぞれ限度とし、該当する支援対象研修サービス又は研修フォローアップサービスの終了後1年間に限り効力を有するものとします。</p>	第4条1項の変更に伴う表現の変更
第19条2号	<p>停電（法定点検による停電も含む）に起因して発生した損害</p>	<p>停電（法定点検による停電も含まれます）に起因して発生した損害</p>	表現の統一
第21条2項	<p>利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、研修サービスの料金、受講料及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの研修サービスの料金及び受講料があった場合は返金しません。</p>	<p>利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、研修サービスの料金、受講料及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの研修サービスの料金及び受講料等があった場合は返金しません。</p>	より正確な表現に修正
第22条	<p>利用者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力</p>	<p>1. 利用者及び弊社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない</p>	・確約内容をより詳細に記載

	<p><u>団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明します。かかる表明に違反した場合には、弊社と交わした全契約の解除を異議なく受け入れるものとします。</u></p>	<p><u>者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u></p> <p><u>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>2. 利用者及び弊社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</u></p> <p><u>(1)暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>(5)その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>3. 利用者及び弊社は、相手方が前二項に違反した場合は、直ちに第 4 条に基づき成立した契約を解除でき、自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができます。なお、この場合、帰責当事者は期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行います。</u></p>	<p>・双方の確約となるよう修正</p>
<p>第 23 条</p>	<p>弊社は、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、弊社のコントロールの及ばないあらゆる原因による Learning Pit サービスの停止、遅延</p>	<p>弊社は、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国又は地方公共団体の行為又は規制など、弊社のコントロールの及ばないあらゆる原因による Learning Pit サービスの停止、遅延</p>	<p>表現の統一</p>

	延等について、その責任を負わないものとします。	等について、その責任を負わないものとします。	
--	-------------------------	------------------------	--

Learning Pit 利用約款（オンライン学習サービス用）変更点一覧

2023年4月22日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第1条1項	「Learning Pit 利用約款（オンライン学習サービス用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して、研修サービスに関する準備機能及びフォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「オンライン学習サービス」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	「Learning Pit 利用約款（オンライン学習サービス用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して、研修サービスに関する支援機能及びフォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち「オンライン学習サービス」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。	第4条1項の変更に伴う表現の変更
第2条2項	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit の受講を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit での受講を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）、受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。	より正確な表現に修正
第4条1項柱書	Learning Pit サービスとは、弊社による研修サービスの提供に付随する事前準備を行うための機能（以下、「研修準備機能」といいます）、弊社による研修サービスの提供後に研修内容に関するフォローアップや実践促進等を行うためのサービス（以下、「研修フォローアップサービス」といいます）及びオンライン学習サービスとして単独で提供されるサービス（以下、「オンライン学習サービス」といいます）であって、弊社が利用者	Learning Pit サービスとは、弊社による研修サービスの提供を円滑に行うために付随する支援機能（研修サービスの提供に付随する事前準備を行うための機能を含み、以下、「研修支援機能」といいます）、弊社による研修サービスの提供後に研修内容に関するフォローアップや実践促進等を行うためのサービス（以下、「研修フォローアップサービス」といいます）及びオンライン学習サービスとして単独で提供されるサービス（以	Learning Pit サービスの一機能として、「研修支援機能」について明記

	<p>対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービスの<u>総称</u>をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」とはオンライン学習サービスを意味するものとしてします。</p>	<p>下、「オンライン学習サービス」といいます)であって、弊社が利用者に対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービス、及びその他当該サービスに関連付随する行為(弊社が提供する又は取り扱うサービスの提案、当該サービスの品質の改善やその他の利用条件の最適化、これらに必要な統計情報や属性情報の作成等を含みますが、これらに限られません)をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」に<u>研修支援機能及び研修フォローアップサービスは含まれないもの</u>とします。</p>	
第 1 1 条 1 項	<p>弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー ID 及びパスワード(ユーザーにより変更されたパスワードを含む。以下同じ)に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用(盗用も含みますがこれに限りません)されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。</p>	<p>弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー ID 及びパスワード(ユーザーにより変更されたパスワードを含みます。以下同じ)に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用(盗用も含みますがこれに限りません)されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。</p>	<p>表現の統一</p>
第 1 1 条 2 項	<p>利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザー ID 及びパスワード(以下、「ID 等」といいます)の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。また利用者は、受講者 ID を複数人で共有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者 ID を削除するなどの不正行為を行わないものとします。万一、かかる個人が届出なく ID 等を使用、貸与もしくは譲渡したこと又は受講者 ID の共有もしくは削除などの不正行為が発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して当該申込書記載の受講料総額又は受講期間終了後に確定した受講料総額のいずれか大きい額の 3 倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザー ID 及びパスワード(以下、「ID 等」といいます)の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させたり、<u>第三者に使用させたりせず</u>、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。また利用者は、受講者 ID を複数人で共有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者 ID を削除するなどの不正行為を行わないものとします。万一、かかる個人が届出なく ID 等を使用、貸与もしくは譲渡したこと又は受講者 ID の共有もしくは削除などの不正行為が発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して当該申込書記載の受講料総額又は受講期間終了後に確定した受講料総額のいずれか大きい額の 3 倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第三者に使用させないよう対策する義務を追加</p>
第 1 3 条 4 項 4 号	<p>他の利用者、その他の第三者のプライバシーを侵害す</p>	<p>他の利用者、その他の第三者のプライバシーを侵害す</p>	<p>表現の統一</p>

	る、又はその機密情報（個人情報を含む）を第三者に開示もしくは漏洩する、あるいは自己もしくは第三者のために使用する行為	る、又はその機密情報（個人情報を含みます）を第三者に開示もしくは漏洩する、あるいは自己もしくは第三者のために使用する行為	
第15条	<p>1. 弊社が Learning Pit サービスにおいて利用者に表示又は提供する一切の情報、サービス内容等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含みます）等の知的財産権その他財産的権利は、<u>利用者との関係において全て弊社に帰属</u>します。ただし、利用者より提供されたものについては、利用者により権利が留保されるものとします。</p> <p>2. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、Learning Pit の利用以外の目的で利用することはできません。また、利用者は、弊社が表示又は提供するいかなる情報、サービス内容等も、自らもしくは第三者をして複製、出版又は翻訳等をさせることはできません。</p> <p>3. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物を、譲渡、貸与するなど、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも利用させてはならないものとします。</p>	<p>1. 弊社が Learning Pit サービスにおいて利用者に表示又は提供する一切の情報、サービス内容等（以下、「著作物等」といいます）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含みます）等の知的財産権その他財産的権利は、<u>すべて弊社又は弊社が契約した権利者に帰属</u>します。ただし、利用者より提供されたものについては、利用者により権利が留保されるものとします。</p> <p>2. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物等を、Learning Pit の利用以外の目的で利用することはできません。また、利用者は、弊社が表示又は提供するいかなる情報、サービス内容等も、自らもしくは第三者をして複製、出版又は翻訳等をさせることはできません。</p> <p>3. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物等を、譲渡、貸与するなど、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも利用させてはならないものとします。</p>	より適切な表現に修正
第16条1項	<p>弊社は、利用者による Learning Pit サービスの利用に関するデータ（Learning Pit サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答、Learning Pit の閲覧履歴並びに利用履歴を含むがこれらに限られません）を分析、解析した後、利用者及びユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計データ、属性情報等を作成し、当該統計データ、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用は、弊社の顧客への提案及び報告、広報、宣伝、分析及び研究並びに弊社の Learning Pit サービス及び新規サービスに関する検討及び開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。</p>	<p>弊社は、<u>Learning Pit サービスの提供のため</u>、利用者による Learning Pit サービスの利用に関するデータ（Learning Pit サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答、Learning Pit の閲覧履歴並びに利用履歴を含みますがこれらに限られません）を<u>もと</u>に、利用者及びユーザー等を識別、特定できないように加工、集計した統計情報、属性情報等を作成<u>することができます</u>。また弊社は、作成された当該統計情報、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用は、弊社の顧客への提案及び報告、広報、宣伝、分析及び研究並びに弊社の Learning Pit サービス及び新規サービスに関する検討及び開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。</p>	より詳細な表現に修正
第20条2号	<p>停電（法定点検による停電も含む）に起因して発生した損害</p>	<p>停電（法定点検による停電も含みます）に起因して発生した損害</p>	表現の統一
第22条2項	<p>利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、受講料及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの受</p>	<p>利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、受講料及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの受</p>	より正確な表現に修正

	講料があった場合は返金しません。	講料等があった場合は返金しません。	
第23条	<p>利用者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明します。かかる表明に違反した場合には、弊社と交わした全契約の解除を異議なく受け入れるものとします。</p>	<p>1. 利用者及び弊社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. 利用者及び弊社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 利用者及び弊社は、相手方が前二項に違反した場合は、直ちに第4条に基づき成立した契約を解除でき、自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができます。なお、この場合、帰責当事者は期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行います。</p>	<p>・確約内容をより詳細に記載</p> <p>・双方の確約となるよう修正</p>
第24条	<p>弊社は、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公</p>	<p>弊社は、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公</p>	<p>表現の統一</p>

	衆衛生に関わる緊急事態、国 <u>また</u> は地方公共団体の行為 <u>また</u> は規制など、弊社のコントロールの及ばないあらゆる原因による Learning Pit サービスの停止、遅延等について、その責任を負わないものとします。	衆衛生に関わる緊急事態、国 <u>又</u> は地方公共団体の行為 <u>又</u> は規制など、弊社のコントロールの及ばないあらゆる原因による Learning Pit サービスの停止、遅延等について、その責任を負わないものとします。	
--	--	--	--